

経営改善計画策定支援費用補助事業のご案内

経営改善計画策定支援費用補助事業とは？

国が実施している「経営改善計画策定支援事業」または「早期経営改善計画策定支援事業」の利用者のうち、和歌山県信用保証協会（以下、当協会）の保証利用がある事業者を対象に、両事業において自己負担となる費用の一部を当協会が補助する事業です。

経営改善計画策定支援事業・早期経営改善計画策定支援事業の比較

	経営改善計画策定支援事業 (通称:405事業)	早期経営改善計画策定支援事業 (通称:バリューアップ支援事業)
対象者	金融支援を伴う本格的な経営改善の取り組みが必要な中小企業・小規模事業者	本格的な経営改善が必要となる前の段階において、資金繰りの管理や自社の経営状況の把握など基本的な経営改善に取り組む中小企業・小規模事業者
国の費用補助	計画策定支援費用の 3分の2 (上限200万円)	計画策定支援費用の 3分の2 (上限15万円)

以下のようなお悩みがある方におすすめします



経営改善計画策定支援事業 (通称:405事業)

金融機関からの支援（条件変更や新規融資など）を受けながら、

- ・必要な売上げや利益を確保できる経営管理やガバナンス体制の整備をしたい
- ・人件費以外でコスト削減を図りたい
- ・黒字体質の経営に転換させるための経営計画を持ちたい
- ・業績悪化の根本的な課題を把握したい
- ・経営改善の取り込みを伴走支援してほしい

早期経営改善計画策定支援事業 (通称:バリューアップ支援事業)

今のところ返済条件の変更などは必要はないが、

- ・このところ資金繰りが不安定になっている
- ・原因がわからないが売上げが減少している
- ・自社の経営状況を客観的に把握したい
- ・自社のガバナンス体制の整備状況を確認・整備したい
- ・専門家から経営に関するアドバイスが欲しい
- ・経営改善の取り組みをフォローアップしてほしい

和歌山県信用保証協会の費用補助事業の概要

経営改善計画策定支援事業
(通称:405事業)

早期経営改善計画策定支援事業
(通称:バリューアップ支援事業)

計画策定支援費用(※)の**6分の1**
(上限20万円)

計画策定支援費用(※)の**6分の1**
(上限5万円)

経営改善計画策定支援事業

(単位:万円)

計画策定費用	国の補助額 (計画策定費用の2/3・ 上限200万円)	自己負担 (国の補助受領後)	当協会の補助額 (計画策定費用の1/6・ 上限20万円)	お客様負担額 (国・当協会の補助後)
90	60	30	15	15
60	40	20	10	10

早期経営改善計画策定支援事業

(単位:万円)

計画策定費用	国の補助額 (計画策定費用の2/3・ 上限15万円)	自己負担 (国の補助受領後)	当協会の補助額 (計画策定費用の1/6・ 上限5万円)	お客様負担額 (国・当協会の補助後)
30	15	15	5	10
18	12	6	3	3

※上記の計画策定費用はあくまでも目安で記載しています。

※「業務別見積明細書」記載の経営改善計画策定支援の費用総額を指し、伴走支援(モニタリング)および金融機関交渉に関する費用は含みません。

※405事業・バリューアップ支援事業を複数回利用した場合、当協会の補助についても複数回利用可能です。(補助額の上限は過去利用分と合算)

利用申請について

中小企業活性化協議会(以下、活性化協議会)に対し、405事業またはバリューアップ支援事業の利用申請後、以下の書類を当協会に提出してください。利用が適当と認められる場合は、「補助事業利用承諾通知書」を送付します。

両事業いずれも必要な書類

- 補助事業利用申請書
(認定経営革新等支援機関と連名とする・所定書式あり)
- (早期)経営改善計画策定支援事業利用申請書(写)
- 申請者の概要(写)
- 業務別見積明細書(写)

405事業の場合 必要な書類

- 認定経営革新等支援機関ごとの見積書および単価表(写)
- 計画策定支援に係る工程表(ガントチャート)(写)
- 主要金融機関の確認書面(写)

バリューアップ支援事業の場合 必要な書類

- 認定経営革新等支援機関の見積書および単価表
- 金融機関の事前相談書(写)

交付申請について

活性化協議会から認定経営革新等支援機関への補助金交付決定後、以下の書類を当協会に提出してください。

- 補助事業交付申請書(所定書式あり)
- 経営改善計画策定支援事業費用支払申請書(写)
- 経営改善計画書(写)
- 申請者による費用負担額(国の補助を除いた1/3)の支払いを示す証憑類(写)(振込受付書、払込取扱票など)
- 活性化協議会の計画策定費用支払通知書(写)

※補助金交付申請書受付期限は、計画策定費用支払通知書(一時請求)に記載された「支払予定日」の翌日から1年となりますのでご注意ください。

交付決定・補助金の振込

交付が適当と認められる場合は、「補助金交付決定通知書」を送付します。補助金振込口座は、補助金交付申請書に記載された申請者名義の口座となります。

お問い合わせ先



■本所 経営支援課 TEL:073-433-9704 ■田辺支所 業務課 TEL:0739-22-4666

(2025.4)